

エネルギー価格高騰対策 中小企業支援事業 公募要領

「一過性の支援ではなく、長期を見据えた支援をします」

エネルギー等の価格高騰に対する大和市独自の中小企業支援策として、持続性のある効果等が得られるよう、国の補助事業等の省エネルギー診断費用に対して支援金を支給するほか、省エネルギー効果のある設備・機械の新規導入費用や既存設備オーバーホール等のメンテナンス費用に対して支援金を支給します。

また、事業者が自身で経営の現状を認識し、課題の洗い出しを行う契機となるように、経営の専門家である中小企業診断士が無料で事業者の工場や店舗等に現場訪問して経営コンサルティングを行い、経営の長期的な安定に向けた伴走型支援を実施します。

大和市役所産業活性課

☎ 046-260-5135 (直通)

市ホームページ
(各種書式)はこちら⇒



目次

① 省エネ診断支援金・・・P1

② 省エネルギー設備導入・オーバーホール等支援金・・・P4

③ 中小企業診断士による無料経営コンサルティング・・・P11

④ 省エネルギー対策セミナー（事業者向け）・・・P13

問い合わせ先・・・P14

その他・・・P14

①省エネ診断支援金

【概要】

経済産業省の補助事業である

1. 省エネ最適化診断※今年度募集受付終了

2. 省エネルギー診断拡充事業（省エネ拡充診断）

ホームページはこちら⇒



3. 省エネお助け隊の診断

ホームページはこちら⇒



上記等の省エネルギー診断を受けた際に掛かった費用（税抜）を支給します。

【対象者要件】※下記全てに該当すること

- 上記「1. 省エネ最適化診断」、「2. 省エネルギー診断拡充事業（省エネ拡充診断）」、「3. 省エネお助け隊の診断」やそれに類する市が認める省エネルギー診断を令和5年4月1日以降に大和市内の事業所を対象として受け、報告書等、診断結果がわかる資料を受領している
- 大和市内の事業所（工場、店舗、事務所等）において、令和4年1月から12月までのエネルギー等の料金（※1）の合計額が令和3年1月から12月までのエネルギー等の料金の合計額と比較して50万円以上増加している（※2）
- 中小企業者（※3）である
- 大和市内に事業所（工場、店舗、事務所等）を有し、大和市内で1年以上継続して同一の事業を営んでいる
- 個人事業主（※4）にあつては、主たる職業として当該事業を営んでいる（※5）
- 支援金交付後も市の事業や調査等に協力する意思を有している
- 支援金交付後、3年以上市内で事業を継続する意思を有している
- 税金の滞納がないこと。ただし、滞納があっても既に分割等で納付履行中の者又は分割納付誓約書を提出した者は、この限りでない
- 誓約書の内容に虚偽がないこと
- 政治活動又は宗教活動を目的としていない
- 公序良俗に反する営業を行っていない

（※1）「エネルギー等の料金」

電気、ガス、原油、LNG、石炭等の事業所内で使用するエネルギーの料金（ガソリン等の自動車燃料等は対象外）

◆1つのエネルギーのみでも2つ以上のエネルギーの合算比較でも可

[例] 電気料金のみ、電気料金+ガス料金 等

（※2）「令和4年1月から12月までのエネルギー等の料金の合計額が令和3年1月から12月までのエネルギー等の料金の合計額と比較して50万円以上増加している」

[令和4年1月～12月までのエネルギー合計料金] - [令和3年1月～12月までのエネルギーの合計料金] = 50万円以上

◆各年共に1月～12月の各月ごとの料金を客観的に証明できる資料の提出が必要

◆令和3年2月以降に開業の場合、([令和4年1月～12月までのエネルギー合計料金] - [令和3年1月～12月までのエネルギーの合計料金])×12÷(13-開業月)=50万円以上で緩和要件適用(対象)

(※3)「中小企業者」

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※個人事業主の場合は全事業所の合計従業員数、法人の場合は法人の全従業員数

ただし、上記であっても次に掲げるものを除く。

[ア]発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者以外の会社。以下同じ。)が所有しているもの

[イ]発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有しているもの

[ウ]大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めているもの

(※4)「個人事業主」

上記中小企業者であり、税務署に開業届出書を提出済み、又は確定申告で事業所得を申告しているもの

(※5)「主たる職業として当該事業を営んでいる」

副業ではなく、継続的に営利目的で営み、自らの生計を立てるための主たる職業として商工業を営んでおり、その事実が客観的に証明できること

【支給対象経費】

省エネ最適化診断、省エネルギー診断拡充事業(省エネ拡充診断)、省エネお助け隊の診断やそれに類する市が認める省エネルギー診断を大和市内の事業所を対象として、受けるために掛かった費用(税抜)

【支給額】

支給率	上限額
支給対象経費(税抜)の100%	23,100円

※中小企業者1者に限り1回限り

[参考]省エネ最適化診断の自己負担額最大21,000円/省エネルギー診断拡充事業(省エネ拡充診断)の自己負担額最大14,400円/省エネお助け隊の診断の自己負担額最大20,800円

【対象事業者数】

40事業者 ※先着順

【申請期間】

令和6年1月31日(水)17:00まで ※市役所1階産業活性課窓口必着

【申請方法】

- ① 省エネ最適化診断、省エネルギー診断拡充事業(省エネ拡充診断)、省エネお助け隊の診断やそれに類する市が認める省エネルギー診断を事業者自身が申込み

※診断費用は有料の場合があります。自己負担額が発生した場合でも市から支援金が支給されない可能性がある点、予めご了承の上、お申込みください。

- ② 市ホームページの電子申請システムから「省エネ診断支援金用仮エントリーシート」を送付(仮エントリー申請)

電子申請システムはこちら⇒



※先着40事業者(定員に達し次第、受付終了)

※省エネルギー診断の申込みが完了したことがわかる書類を添付

- ③ 市が仮エントリー申請について、対象者要件に該当するか審査を行い、結果を申請者にメールにて通知

- ④ **対象要件を満たしていると通知された場合**

エネルギー料金が確認できる資料を市に提出

※市役所1階産業活性課に持参、郵送、メール可

※購入や利用したエネルギー料金の領収書写し、帳簿写し等、客観的に見て証明できる書類

※令和3年2月以降に創業した場合を除き、令和3年1月～令和4年12月の全期間各月の料金を客観的に見て証明できる資料が必要

- ⑤ 省エネ最適化診断、省エネルギー診断拡充事業(省エネ拡充診断)、省エネお助け隊の診断やそれに類する市が認める省エネルギー診断を受け、報告書等、診断結果がわかる資料を受領する

【参考】省エネルギー診断拡充事業(省エネ拡充診断):契約締結から診断報告会まで約1カ月

省エネお助け隊の診断:契約締結から診断報告会まで約1カ月半~2カ月

- ⑥ **令和6年1月31日(水)17:00まで**

支援金交付申請を行う ※市役所1階産業活性課に持参して提出

申請必要書類	
<input type="checkbox"/>	エネルギー価格高騰対策中小企業支援金交付申請書<書式>
<input type="checkbox"/>	誓約書<書式>
<input type="checkbox"/>	損失額確認表<書式>
<input type="checkbox"/>	省エネ最適化診断、省エネルギー診断拡充事業(省エネ拡充診断)、省エネお助け隊の診断等の診断報告書写しや診断結果がわかる資料
<input type="checkbox"/>	省エネ最適化診断、省エネルギー診断拡充事業(省エネ拡充診断)、省エネお助け隊の診断に掛かる費用についての請求書写し等、対象費用の請求が確認できる資料
<input type="checkbox"/>	上記請求に対する領収書や支払明細書写し等、対象費用の支払いが確認できる資料(金額、費目、支払先、支払日等の記載があるもの)
<input type="checkbox"/>	法人の場合:会社登記履歴事項全部証明書※写し可、3カ月以内に発行されたもの 個人事業主の場合:開業届出書写し※ない場合は確定申告で事業収入を申告していることが確認できる書類

<input type="checkbox"/>	市内で1年以上継続して事業を行っていることが確認できる資料 ※法人の場合:確定申告書直近2期分写し等 ※個人事業主の場合:所得税青色申告決算書写しや収支内訳書直近2年分写し等
<input type="checkbox"/>	請求書<参考書式>
<input type="checkbox"/>	振込先口座の通帳の見開き1ページ目と2ページ目写し※当座預金は当座勘定照合表等

- ◆申請書類の審査を行い、不備や支給要件を満たさない場合、内容の確認、不足書類の追加提出をいただくことがあります。その際の郵送費等は申請者負担になります
- ◆支援金交付申請情報をもとにお電話等で市からその他事業についてのご案内を行うことがあります点、予めご了承ください
- ⑦ 市が支援金交付申請について、審査を行い、結果を交付（不交付）決定通知書で通知（郵送）
- ⑧ **交付決定の通知書が届いた場合（不交付決定でない場合）**
市が支援金交付（指定口座に振込み）
- ⑨ 本事業のアンケートに回答

② 省エネルギー設備導入・オーバーホール等支援金

【概要】

令和3年と令和4年の年間エネルギー料金の合計額を比較して50万円以上の損失があり、省エネルギー効果が見込まれる設備・機械の新規導入や既存設備・機械のオーバーホール等のメンテナンスを実施する中小企業者に支援金を支給します。

【対象者要件】※下記全てに該当すること

※省エネ診断を受けた事業者向け（損失額100万円以上）

- 下記「1. 省エネ最適化診断」、「2. 省エネルギー診断拡充事業（省エネ拡充診断）」、「3. 省エネお助け隊の診断」やそれに類する市が認める省エネルギー診断を令和5年4月1日以降に大和市内の事業所を対象として受け、報告書等、診断結果がわかる資料を受領している（交付申請時点では、受領する予定でも可）

[参考]

1. 省エネ最適化診断※今年度募集受付終了

2. 省エネルギー診断拡充事業（省エネ拡充診断）

ホームページはこちら⇒



3. 省エネお助け隊の診断

ホームページはこちら⇒



- 大和市内の事業所（工場、店舗、事務所等）において、令和4年1月から12月までのエネルギー等の料金（※1:P1参照）の合計額が令和3年1月から12月までのエネルギー等の料金の合計額と比較して100万円以上増加している（※2:P1参照）

- 中小企業者（※3:P2参照）である

- 大和市に事業所（工場、店舗、事務所等）を有し、大和市内で1年以上継続して同一の事業を営んでいる
- 個人事業主（※4:P2参照）にあつては、主たる職業として当該事業を営んでいる（※5:P2参照）
- 支援金交付後も市の事業や調査等に協力する意思を有している
- 支援金交付後、3年以上市内で事業を継続する意思を有している
- 税金の滞納がないこと。ただし、滞納があつても既に分割等で納付履行中の者又は分割納付誓約書を提出した者は、この限りでない
- 誓約書の内容に虚偽がないこと
- 政治活動又は宗教活動を目的としていない
- 公序良俗に反する営業を行っていない

※省エネ診断を受けていない事業者向け（損失額50万円以上）

★省エネ診断を受けた損失50万円以上100万円未満の事業者含む

- 大和市内の事業所（工場、店舗、事務所等）において、令和4年1月から12月までのエネルギー等の料金（※1:P1参照）の合計額が令和3年1月から12月までのエネルギー等の料金の合計額と比較して50万円以上増加している（※2:P1参照）
- 中小企業者（※3:P2参照）である
- 大和市に事業所（工場、店舗、事務所等）を有し、大和市内で1年以上継続して同一の事業を営んでいる
- 個人事業主（※4:P2参照）にあつては、主たる職業として当該事業を営んでいる（※5:P2参照）
- 支援金交付後も市の事業や調査等に協力する意思を有している
- 支援金交付後、3年以上市内で事業を継続する意思を有している
- 税金の滞納がないこと。ただし、滞納があつても既に分割等で納付履行中の者又は分割納付誓約書を提出した者は、この限りでない
- 誓約書の内容に虚偽がないこと
- 政治活動又は宗教活動を目的としていない
- 公序良俗に反する営業を行っていない

【支給対象経費】

省エネルギー効果が期待できる設備・機械の新規導入に係る費用、又は同効果の期待ができる既存設備・機械のオーバーホール等のメンテナンスに係る費用で、交付決定後に契約、工事に着手し、設備・機械の新規導入又はオーバーホール等のメンテナンス実施及び費用全額の支払いが完了し、令和6年2月29日（木）までに完了報告必要書類が提出できるもの。

※複数の見積書のうち最も安価な見積額が支給対象経費になります

※支給対象経費となる設備・機械の新規導入又はオーバーホール等のメンテナンス実施は大和市内の事業所に対するものに限りま

※上記設備・機械の新規導入やメンテナンス等に付帯する下記のような費用も支給対象（設備・機械の購入とは別に工事や付属品、作業を発注している場合は対象外）

※自宅兼事業所への設備・機械導入、又はオーバーホール等のメンテナンス実施は原則対象外

※交付決定前に、契約・発注や工事等を実施した場合は、支援金の対象となりませんので、ご注意ください

[設備・機械の例]

- 空調設備 ●ボイラー・給湯設備 ●冷凍冷蔵設備 ●受変電設備 ●産業用モーター
- 照明設備 ●コージェネレーションシステム ●高断熱窓 ●コンプレッサー ●生産設備
- その他省エネルギー効果が見込まれる設備・機械 等

[対象経費]

設備・機械費用	設備・機械本体、本体の稼働に必要不可欠又は省エネ性向上に資する付属設備
オーバーホール等のメンテナンス費用	既存設備・機械のオーバーホール等、省エネ性向上に資するメンテナンスに必要不可欠な費用
工事費用	労務費、設計費、材料費、消耗品・雑材料費、試験調整費、立会検査費、機器搬入費、設置作業費、直接工事費、共通費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）、諸経費（設備・機械導入等に直接必要な費用のみ）等、設備・機械の新規導入やメンテナンス等の実施にあたり必要な費用

[対象外経費]

- ・省エネルギー効果と関係がない機能等の追加に係るもの
- ・予備又は将来に備えるもの
- ・中古品又はリース取引に基づき取得したもの、又は賃借料
- ・土地の取得に係るもの
- ・建屋の新築、増改築等に係るもの
- ・大和市外の事業所への設備・機械の新規導入又はオーバーホール等のメンテナンス実施に係るもの
- ・事業所以外に効果が波及するもの（事業所のうち居住用途との用途区別ができないもの）
- ・複数の事業者で共同所有するもの
- ・販売、貸付等（自社にて販売・賃貸する物件、共有部分への設置を含む）による利益を目的としているもの
- ・支援対象者と資本関係がある事業者、支援対象者の役員若しくは2親等内の親族が役員として属する事業者、又は事業を営んでいない個人に発注したもの
- ・内訳が不明瞭なもの
- ・公租公課（消費税及び地方消費税相当額等）
- ・各種保証・保険料（延長保証など）、振込手数料等
- ・既存設備等の搬出・撤去・廃棄に係る経費（リサイクル料も含む）
- ・サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- ・購入時にポイントを利用した場合の利用額及び値引き費用
- ・その他市が相応しくないと判断したもの

※対象経費以外の経費と同時に支払いが行われており、対象経費との支払いの区別が困難なものは、対象外

【支給額】

※省エネ診断を受けた事業者向け(損失額100万円以上)

支給率	上限額
支給対象経費(税抜)の100%	1,000,000円

※中小企業者1者に限り1回限り。省エネ診断を受けた事業者向け(損失額100万円以上)と省エネ診断を受けていない事業者向け(損失額50万円以上)との併用不可。

※省エネ診断を受けていない事業者向け(損失額50万円以上)

<通常枠>

支給率	上限額
支給対象経費(税抜)の100%	200,000円※

※中小企業者1者に限り1回限り。省エネ診断を受けていない事業者向け(損失額50万円以上)と省エネ診断を受けた事業者向け(損失額100万円以上)との併用不可。

※但し、次の加算要件に該当する場合、加算額が上限額に追加されて、上限額が増額します。

<加算>

加算要件	加算額
(1) 中小企業診断士による 無料経営コンサルティングを受けて <u>経営行動計画書を策定・提出した場合</u>	100,000円
(2) 設備・機械の新規導入 又は 既存設備・機械のオーバーホール等のメンテナンス実施を <u>大和市内の事業者に発注・支払いをした場合</u>	50,000円

※(1)の対象は、③中小企業診断士による無料経営コンサルティングによる支援を2回以上受けた事業者に限る。なお、無料経営コンサルティングを受ける者と経営行動計画書を策定する者は同一の人物(申請する法人の役員又は従業員、若しくは個人事業主の代表者に限る)の場合のみ、加算要件が適用されます。

[例] 本事業における経営コンサルティングを2回以上受けて経営行動計画書を策定し、市に提出した場合で、大和市内の事業者へ設置費込みで500,000円の機械を発注して支払いを終えた場合

200,000円<通常枠> + 100,000円<加算(1)> + 50,000円<加算(2)> =支給額 350,000円

【対象事業者数】

※省エネ診断を受けた事業者向け(損失額100万円以上)

10事業者 ※先着順

※省エネ診断を受けていない事業者向け(損失額50万円以上)


30事業者 ※先着順

【申請期間】

令和6年1月31日(水) 17:00まで ※市役所1階産業活性課窓口必着

【申請方法】

※省エネ診断を受けた事業者向け（損失額100万円以上）

- ① 省エネ最適化診断、省エネルギー診断拡充事業（省エネ拡充診断）、省エネお助け隊の診断やそれに類する市が認める省エネルギー診断を事業者自身が申込み
※診断費用は有料の場合があります。自己負担額が発生した場合でも市から支援金が支給されない可能性がある点、予めご了承の上、お申込みください。
- ② 市ホームページの電子申請システムから「省エネルギー設備導入・オーバーホール等支援金省エネ診断を受けた事業者（損失額100万円以上）用仮エントリーシート」を送付（仮エントリー申請）
電子申請システムはこちら⇒ 
※先着10事業者（定員に達し次第、受付終了）
※省エネルギー診断の申込みが完了したことがわかる書類を添付
- ③ 市が仮エントリー申請について、対象者要件に該当するか審査を行い、結果を申請者にメールにて通知
- ④ **対象要件を満たしていると通知された場合**
省エネ最適化診断、省エネルギー診断拡充事業（省エネ拡充診断）、省エネお助け隊の診断やそれに類する市が認める省エネルギー診断を受け、報告書等、診断結果がわかる資料を受領する
【参考】省エネルギー診断拡充事業（省エネ拡充診断）：契約締結から診断報告会まで約1カ月
省エネお助け隊の診断：契約締結から診断報告会まで約1カ月半～2カ月
- ⑤ エネルギー料金が確認できる資料を市に提出する
※市役所1階産業活性課に持参、郵送、メール可
※購入や利用したエネルギー料金の領収書写し、帳簿写し等、客観的に見て証明できる書類
※令和3年2月以降に創業した場合を除き、令和3年1月～令和4年12月の全期間各月の料金を客観的に見て証明できる資料が必要
- ⑥ 省エネ最適化診断、省エネルギー診断拡充事業（省エネ拡充診断）、省エネお助け隊の診断やそれに類する市が認める省エネルギー診断を受け、改善提案に基づいた設備・機械新規導入費用や既存設備・機械のオーバーホール等の実施費用の見積書を2事業者以上から徴する
- ⑦ **令和6年1月31日（水）17:00まで**
支援金交付申請を行う ※市役所1階産業活性課に持参して提出

申請必要書類	
<input type="checkbox"/>	エネルギー価格高騰対策中小企業支援金交付申請書<書式>
<input type="checkbox"/>	設備機械導入・オーバーホール等メンテナンス実施計画書<書式>
<input type="checkbox"/>	誓約書<書式>
<input type="checkbox"/>	損失額確認表<書式>
<input type="checkbox"/>	省エネ最適化診断、省エネルギー診断拡充事業（省エネ拡充診断）、省エネお助け隊の診断等の診断報告書写しや診断結果がわかる資料
<input type="checkbox"/>	設備・機械等の新規導入やオーバーホール等のメンテナンス実施により見込まれる省エネルギー効果が証明できる資料

<input type="checkbox"/>	新規導入する設備・機械等のカタログ等、仕様がわかる資料 ※設備・機械等の新規導入の場合のみ(オーバーホール等メンテナンス実施の場合は不要)
<input type="checkbox"/>	設備・機械等の新規導入やオーバーホール等のメンテナンス実施についての見積書写し ※見積書は必ず同じ条件(仕様)での2事業者分以上の提出が必要
<input type="checkbox"/>	法人の場合:会社登記履歴事項全部証明書※写し可、3カ月以内に発行されたもの 個人事業主の場合:開業届出書写し※ない場合は確定申告で事業収入を申告していることが確認できる書類
<input type="checkbox"/>	市内で1年以上継続して事業を行っていることが確認できる資料 ※法人の場合:確定申告書直近2期分写し等 ※個人事業主の場合:所得税青色申告決算書写しや収支内訳書直近2年分写し等

◆申請書類の審査を行い、不備や支給要件を満たさない場合、内容の確認、不足書類の追加提出をいただくことがあります※その際の郵送費等は申請者負担になります

◆支援金交付申請情報をもとにお電話等で市からその他事業についてのご案内を行うことがあります点、予めご了承ください

⑧ 市が支援金交付申請について、新規導入する設備・機械等、又はオーバーホール等のメンテナンス実施によって、省エネルギー効果が見込まれるか等、書類審査を行い、結果を交付(不交付)決定通知書で通知(郵送)

⑨ 交付決定の通知書が届いた場合(不交付決定でない場合)

交付決定をされた内容の設備・機械の導入や既存設備・機械のオーバーホール等のメンテナンスを実施し、その費用全額の支払いを完了させる

※交付決定前に、契約・発注や工事を実施した場合は、支援金の対象となりませんので、ご注意ください

⑩ 令和6年2月29日(木)17:00まで

完了報告を行う ※市役所1階産業活性課に持参して提出

※交付決定された認定額を超過する額については、支給対象にはなりません

※交付決定された計画以外の費用は支給対象外です。計画の変更がある場合は、エネルギー価格高騰対策中小企業支援金事業計画変更承認申請書及びその変更内容が確認できる資料を事前に市へ提出を行い、承認を得る必要があります


完了報告必要書類	
<input type="checkbox"/>	エネルギー価格高騰対策中小企業支援金事業完了報告書<書式>
<input type="checkbox"/>	導入した設備・機械の設置やオーバーホール等メンテナンスを実施が確認できる画像
<input type="checkbox"/>	設備・機械新規導入や既存の設備・機械のオーバーホール等の実施費用についての請求書写し等、対象費用の請求が確認できる資料
<input type="checkbox"/>	上記に対する領収書や支払明細書写し等、対象費用の支払いが確認できる資料(金額、費目、支払先名称、支払先所在地、支払日等の記載があるもの)
<input type="checkbox"/>	請求書<参考書式>
<input type="checkbox"/>	振込先口座の通帳の見開き1ページ目と2ページ目写し※当座預金は当座勘定照合表等

◆完了報告書類の審査を行い、不備や支給要件を満たさない場合、内容の確認、不足書類の追加提出をいただくことがあります。その際の郵送費等は申請者負担になります

⑪ 市が支援金交付(指定口座に振込み)

⑫ 本事業のアンケートに回答

※省エネ診断を受けていない事業者向け(損失額50万円以上)

- ① 市ホームページの電子申請システムから「省エネルギー設備導入・オーバーホール等支援金省エネ診断を受けた事業者(損失額50万円以上)用仮エントリーシート」を送付(仮エントリー申請) 電子申請システムはこちら⇒ 
- ※先着30事業者(定員に達し次第、受付終了)
- ② 市が仮エントリー申請について、対象者要件に該当するか審査を行い、結果を申請者にメールにて通知
- ③ **対象要件を満たしていると通知された場合**
省エネルギー効果が見込まれる設備・機械新規導入費用や既存設備のオーバーホール等の実施内容について検討を行い、その費用の見積書を2事業者以上から徴する
- ④ エネルギー料金が確認できる資料を市に提出する
※市役所1階産業活性課に持参、郵送、メール可
※購入や利用したエネルギー料金の領収書写し、帳簿写し等、客観的に見て証明できる書類
※令和3年2月以降に創業した場合を除き、令和3年1月～令和4年12月の全期間各月の料金を客観的に見て証明できる資料が必要
- ⑤ **令和6年1月31日(水)17:00まで**
支援金交付申請を行う ※市役所1階産業活性課に持参して提出

申請必要書類	
<input type="checkbox"/>	エネルギー価格高騰対策中小企業支援金交付申請書<書式>
<input type="checkbox"/>	設備機械導入・オーバーホール等メンテナンス実施計画書<書式>
<input type="checkbox"/>	誓約書<書式>
<input type="checkbox"/>	損失額確認表<書式>
<input type="checkbox"/>	設備・機械等の新規導入やオーバーホール等のメンテナンス実施により見込まれる省エネルギー効果が証明できる資料
<input type="checkbox"/>	新規導入する設備・機械等のカタログ等、仕様がわかる資料 ※設備・機械等の新規導入の場合のみ(オーバーホール等メンテナンス実施の場合は不要)
<input type="checkbox"/>	設備・機械等の新規導入やオーバーホール等のメンテナンス実施についての見積書写し ※見積書は必ず同じ条件(仕様)での2事業者分以上の提出が必要
<input type="checkbox"/>	法人の場合:会社登記履歴事項全部証明書※写し可、3カ月以内に発行されたもの 個人事業主の場合:開業届出書写し※ない場合は確定申告で事業収入を申告していることが確認できる書類
<input type="checkbox"/>	市内で1年以上継続して事業を行っていることが確認できる資料 ※法人の場合:確定申告書直近2期分写し等 ※個人事業主の場合:所得税青色申告決算書写しや収支内訳書直近2年分写し等

- ◆申請書類の審査を行い、不備や支給要件を満たさない場合、内容の確認、不足書類の追加提出をいただくことがあります※その際の郵送費等は申請者負担になります
- ◆支援金交付申請情報をもとにお電話等で市からその他事業についてのご案内を行うことがあります点、予めご了承ください
- ⑥ 市が支援金交付申請について、新規導入する設備・機械等、又はオーバーホール等のメンテナンス実施によって、省エネルギー効果が見込まれるか等、書類審査を行い、結果を交付(不交

付) 決定通知書で通知(郵送)

⑦ 交付決定の通知書が届いた場合(不交付決定でない場合)

交付決定をされた内容の設備・機械の導入や既存設備・機械のオーバーホール等のメンテナンスを実施し、その費用全額の支払いを完了させる

※交付決定前に、契約・発注や工事を実施した場合は、支援金の対象となりませんので、ご注意ください

⑧ 令和6年2月29日(木)17:00まで

完了報告を行う ※市役所1階産業活性課に持参して提出

※交付決定された認定額を超過する額については、支給対象にはなりません

※交付決定された計画以外の費用は支給対象外です。計画の変更がある場合は、エネルギー価格高騰対策中小企業支援金事業計画変更承認申請書及びその変更内容が確認できる資料を事前に市へ提出を行い、承認を得る必要があります

完了報告必要書類	
<input type="checkbox"/>	エネルギー価格高騰対策中小企業支援金事業完了報告書<書式>
<input type="checkbox"/>	導入した設備・機械の設置やオーバーホール等メンテナンスを実施が確認できる画像
<input type="checkbox"/>	設備・機械新規導入や既存の設備・機械のオーバーホール等の実施費用についての請求書等、対象費用の請求が確認できる資料
<input type="checkbox"/>	上記に対する領収書や支払明細書等、対象費用の支払いが確認できる資料(金額、費目、支払先名称、支払先所在地、支払日等の記載があるもの)
<input type="checkbox"/>	経営行動計画書<書式> ※本事業における中小企業診断士による無料経営コンサルティングを2回以上受けて策定したものに限る ※加算要件(1)を申請する場合のみ必要
<input type="checkbox"/>	請求書<参考書式>
<input type="checkbox"/>	振込先口座の通帳の見開き1ページ目と2ページ目写し※当座預金は当座勘定照合表等

◆完了報告書類の審査を行い、不備や支給要件を満たさない場合、内容の確認、不足書類の追加提出をいただくことがあります ※その際の郵送費等は申請者負担になります

⑨ 市が支援金交付(指定口座に振込み)

⑩ 本事業のアンケートに回答

【完了報告必要書類提出期限】

交付決定通知書受領~令和6年2月29日(木)17:00まで ※市役所1階産業活性課窓口必着

③ 中小企業診断士による無料経営コンサルティング

【概要】

中小企業診断士が、無料で経営に関する事業者のあらゆる相談に応じ、多方面にわたるアドバイスを行います。事業者の工場や店舗等の事業所に直接訪問し、実際に現場を見ることで、より実効性の高いコンサルティング支援を行います(市会議室等での相談も可能)。

なお、中小企業診断士による無料経営コンサルティングを2回以上活用して、事業者が今後に向けて自ら行動していくための経営行動計画書(市書式)を策定し、市に提出した場合、「省エネルギー設備導入・オーバーホール等支援金」の加算要件(1)が適用されます。

本事業はコンサルティング費用を市が負担しているため、無料で相談することができます。是非この機会に経営コンサルティングをお試しください。

【中小企業診断士】

中小企業診断士とは、中小企業の経営課題に対応するための診断・助言を行う専門家であり、経営コンサルティングに関する唯一の国家資格です。

企業の成長戦略策定やその実行のためのアドバイスが主な業務ですが、中小企業と行政・金融機関等を繋ぐパイプ役、また、専門的知識を活用しての中小企業施策の適切な活用支援等幅広い支援を行っています。

【相談できる内容例】

- 経営行動計画書策定支援（省エネルギー設備導入・オーバーホール等支援金加算要件）
- 経営課題の洗い出し ●経営状況分析 ●資金調達 ●収支の見直し ●事業計画
- 事業再構築・事業転換 ●販路開拓・拡大 ●補助金・助成金活用 ●マーケティング戦略
- ブランド戦略 ●集客戦略 ●成長戦略策定支援 ●事業承継・後継者 ●廃業
- 経営諸手続き 等

その他経営についての疑問、相談等、気になること等、小さな悩みから大きな悩みまで、業種問わず相談可能です。

対話を通じて、相談者の経営課題を中小企業診断士が的確に把握し、相談者と共有するプロセスを経て、経営安定に向けて事業者が“腹落ち”できるようなアドバイスを行うなど伴走型の支援を実施します。

【対象者要件】

大和市に事業所（工場、店舗、事務所等）を有し、事業を営み、今後も継続して市内で事業を営む予定の事業者（個人事業主及び法人、業種、事業規模問わず）

【対象事業者数】

156事業者（相談延べ回数） ※相談回数に制限なし[先着順]

【実施期間】

令和6年3月29日（金）まで

【実施場所】

相談者の事業所、又は市役所会議室等

【費用】

無料

【申請方法】

- ① 市ホームページの電子申請システムから「中小企業診断士による無料経営コンサルティング支援依頼書」送付

電子申請システムはこちら⇒



※先着156事業者(相談延べ回数)、定員に達し次第、受付終了予定

※「**中小企業診断士による無料経営コンサルティング支援依頼書**」は市ホームページからダウンロード可能。事業の基礎情報に加えて、相談内容、相談希望日時等について入力

- ② 市が提出された「**中小企業診断士による無料経営コンサルティング支援依頼書**」の相談内容に基づいて、派遣する中小企業診断士を選定、日程調整を行い、確定した相談日時等を申請者にメールにて通知

※中小企業診断士は経営コンサルティングの効果、精度を高めるため、事前準備を行います。そのため、事前に下記資料のご提出をお願いいたします

- 法人の場合**:直近2期分決算書<貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、法人事業概況説明書(表裏)のページ>を事前に提出してください
- 個人事業主の場合**:直近2年分青色申告書<青色申告決算書(一般用/不動産所得用)、月別売上(収入)金額及び仕入金額のページ>を事前に提出してください

※日程が合わない場合、再度調整させていただきます。予めご了承ください

③ **経営コンサルティング支援当日**

中小企業診断士が事業所に訪問する、又は市役所会議室等で経営コンサルティングを実施。「省エネルギー設備導入・オーバーホール等支援金」の加算要件(1)である経営行動計画書策定を希望する場合、中小企業診断士から策定支援を受けることができます

※**経営行動計画書はあくまで申請者が主体となって策定(作成)をするものであり、中小企業診断士が作成するものではありません。**申請者が作成したものに対して、中小企業診断士がアドバイスします

※複数回相談の場合、2回目以降の相談は原則初回相談対応した中小企業診断士が担当します

④ **経営コンサルティング実施後**

本事業に関するアンケートをメールで送付します。ご回答ください

④ 省エネルギー対策セミナー(事業者向け)

【概要】

専門家による市内事業者向け省エネルギーセミナーを開催します

【第1回】

テーマ	省エネルギー設備導入・オーバーホールセミナー～大和市支援金活用 Ver.～
内容	省エネルギー設備導入・オーバーホール等支援金の対象となる事例も交えて、講師が省エネルギー設備導入、オーバーホールについて、わかりやすくポイントを解説します。
日時	令和5年12月7日(木)14:00～16:00
会場	大和市役所 第1分庁舎3階第3会議室
定員	18名※先着順

対象者	市内事業者(法人・個人事業主)
講師	一般社団法人カーボンマネジメントイニシアティブ 理事 株式会社エコ・プラン 執行役員 水谷 忠宣 氏

【申込方法】

下記①～③いずれかの方法で申込み

- ① 電話：046-260-5135
- ② FAX：046-260-5138 <市HPから申込書をダウンロード>
- ③ メール：energy-chusho@city.yamato.lg.jp

※申込後に申込確認メールを送付します。確認メールの送付をもって申込完了となります。

問い合わせ先

大和市役所 産業活性課 企業活動サポート係	
受付時間	平日8:30～17:00(12:00～13:00除く) ※土日祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです
電話	046-260-5135(直通)
専用メールアドレス	energy-chusho@city.yamato.lg.jp
交付申請・ 完了報告必要書類 提出先	〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1(大和市役所1階) ※交付申請及び完了報告必要書類は窓口に直接持参して提出

その他

【支援金の扱いについて】

法人において、本支援金は課税対象(法人税)となります(益金に算入)。個人事業主において、本支援金は課税対象(所得税)になります(事業所得等に区分されるもの)。支援金の支給額を含めた1年間の収入から経費を差し引いた収支が赤字となる場合などには、税負担は生じません。

※本事業は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業です